解散公告

当社は、平成二十三年十二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

神戸市須磨区菅の台六丁目二五

有限会社ライフヘアー企画

代表清算人　高田　博久

解散公告

当組合は、平成二十三年四月二十二日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

神戸市須磨区白川字宮ノ西三七三番地

白川農業協同組合

代表清算人　鷲尾　光彦

解散公告

当社は、平成二十四年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

島根県松江市八幡町七九六番地五九

株式会社山陰情報ステーション

代表清算人　野口　宏

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

山口県長門市東深川二〇四一番地一

株式会社アーロットインク

代表清算人　薩摩　理恵

解散公告

当社は、平成二十一年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

宮崎市船塚二丁目一二九番地一

有限会社拓栄商事

清算人　田中　恵治

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年一月二十七日恵那市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

岐阜県恵那市長島町正家一丁目一番地一

恵那市大崎土地区画整理組合

清算人代表　伊藤　正幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

仙台市青葉区中央一丁目三番一号

特定非営利活動法人スコアメイトジャパン

清算人　川村　志厚

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

新潟市中央区長潟八一二番地一

特定非営利活動法人新潟エコオフィス町内会

清算人　小出　博信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

山口県宇部市大字東須恵四〇九八―一

特定非営利活動法人やすらぎの家

清算人　有田　和子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年二月十三日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

高知県幡多郡三原村大字来栖野二七九番地

清算法人三原村来栖野土地改良区

代表清算人　沖本　光雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月二十五日開催の責任役員会により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

大阪市天王寺区生玉町七番六号

清算人　樫山　雅昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市西区西野三条二丁目一七七番地六五、最後の住所北海道石狩市花川南七条三丁目二〇四番地　被相続人　亡　三宮　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月六日

札幌市手稲区前田八条一五丁目八番二八号

相続財産管理人　小武内俊己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市鳥取大通三丁目六番地、最後の住所釧路市益浦四丁目一八番一〇号　被相続人　亡　五十嵐洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月六日

事務所釧路市富士見二丁目一番三五号小西法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小西　憲臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市北光町二丁目四三番地、最後の住所北海道苫小牧市北光町二丁目六番一号　被相続人　亡　加藤　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月六日

札幌市北区北十条西一丁目一〇番地一浦野ビル三階

相続財産管理人　司法書士　小坂　弘章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市九条西一丁目一四八五番地三二九、最後の住所旭川市一条通十五丁目一九一番地リーセント一条通四〇六号　被相続人　亡　青島　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月六日

北海道上川郡鷹栖町北一条三丁目一番四号

相続財産管理人　司法書士　古林　慶太

平成23年度決算公告

平成24年3月6日

本店所在地：アメリカ合衆国22901バージニア州シャーロッツビル市　セミノール　トレイル1070

ノースロップ　グラマン　スペリー　マリン　アジア　インク.

代表取締役　ジェー・ノラスコ・ダクーニャ

貸借対照表の要旨

（平成23年12月31日現在）　（単位：千ＵＳ$）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,745	流動負債	13,309
固定資産	19	固定負債	1,082
繰延資産	0	**負債合計**	14,391
		資本金	735
		利益剰余金	△4,362
		（うち当期純損失）	(7,340)
		純資産合計	△3,627
資産合計	10,764	**負債・純資産合計**	10,764